

(10) 支那事変ノ原因・経過・前途

0338

REEL No. A-0218

0258

アジア歴史資料センター

2

1. 滿洲中央化問題 - 汪精衛案 (昭和三年五月) - 易
 滿洲問題 (十月二十日) 進行
 2. 滿洲中央化問題 (昭和三年七月十日)
 3. 滿洲中央化問題 (昭和三年七月十日)
 4. 滿洲中央化問題 (昭和三年七月十日)
 5. 滿洲中央化問題 (昭和三年七月十日)
 6. 滿洲中央化問題 (昭和三年七月十日)
 7. 滿洲中央化問題 (昭和三年七月十日)

外務省

(0340)

A. 1. 1. 0. 30

1. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)
 2. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)
 3. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)
 4. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)
 5. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)
 6. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)
 7. 滿洲中央化問題 (昭和三年五月) - 批露 (鄭)

外務省

(0339)

4

1. 日支無電協定 (九年五月) - 日支通車協定 (九年七月)
 2. 滿洲稅關設置 (九年八月) - 通郵協定 (九年十二月)
 3. 勿拉特下 (九年七月) - 延帶借款 (經理) (九年春卒業)
 4. 蔣の親白書 (十年二月) 中央通信 - 柳中輔 (柳文毅)
 5. 令十年前 - 行政院長の親白書見取表 (十年)
 6. 二月十日 - 蔣の名義の對方電書 (十年三月十日)
 7. 蔣任連文の日記抄片禁止命令 (十年二月十日)
 8. 蔣の親白書 (十年五月)

外務省

0342

3

8. 蘇俄の山手件 (昭和五年五月)
 9. 中村大尉の審判 (昭和五年五月)
 10. 柳中輔の件 (昭和五年八月十日) - 蔣の件
 11. 上海の件 (昭和五年十月十日)
 12. 蘇俄の審判 (昭和五年二月)
 13. 國稅引上 (抄の用紙) (昭和五年五月)
 14. 北支の進軍 (昭和五年五月)
 15. 南支の進軍 (抄の用紙) (昭和五年五月)

外務省

0341

5

15. 蒙古事件 一、孫永勤逃ノ動向攷ル (十年三四月) 一
 親白旗軍社長利重 (十年五月) 一、支那の軍ノ要
 之 (十年五月十日)

16. 蒙古事件 宋哲元軍ノ撤退後、境係犯、海軍軍ノ對
 之果行 (十年五月) 一解決 (五月十日)

17. 支那の自衛軍 (十年五月)

18. 蒙古事件 (十年五月十日) 一、リスミスノ来
 19. 支那の三原則 (一) 支那が独自の政治を維持する事、

外務省

0343

6

(2) 蒙古ノ及諸國ニト、(3) 支那ノ協力ヲ多ク化シテ防止ニト

19. 支那の三原則 (一) 支那が独自の政治を維持する事、
 (二) 支那の主權ノ完全ニ保ツルニト、(三) 支那ノ主權ノ尊重
 支那の政治ヲ阻害スルニト、支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ
 支那の政治ヲ主動的ニ進メテ、支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ
 起シ、漸進的ニ進メテ、支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ

20. 日本ノ政策ノ攷ル (一) 支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ
 (二) 支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ (三) 支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ

支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ (四) 支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ
 (五) 支那ノ主權ノ統一ヲ要スルニ

外務省

0344

12

南洋中華民國內閣閣議協力ニテ東亞和平ヲ確保
 スルヲ其第一等ノ要事トシテ朕カ夙夜勤王ノ旨ヲ
 示シテ中華民國內閣閣議ノ真意ヲ察スル所ニテ
 構入ルニ至ルノ事ヲ見ル所ニテ朕カ極力
 人ノ自報ヲ排シ其忠告ヲ受テ以テ是レニ中
 華民國ノ及有テ是レニ東亞ノ平和ヲ確立ス
 ルニ外ラス

外務省

(0350

11

一 閣議決議案ノ要旨ニ一王明ノ聲明
 ハ海日會議ノ指針
 (一) 爾後之方針ヲ構建シテ之ヲ進行 (二) 日本ノ抱心支那
 再認識論 (三) 南支亞情勢ニ對シテ (四) 海軍事件
 希四ノ要旨ノ旨
 五 閣議決議案ノ要旨ニ及有テ他人ノ抱心支那
 四十年八月三日閣議決議案ノ抄録
 外務省

外務省

(0349

ニ強要キレシト云フ所ヲ

(2) 倫敦タイムズ(十一年九月四日) 日本ノ行ハントシテ見ヤ
ニ見テ對等世界外の負擔ヲ一層加重スニシテ
對等ニ日本先謀本報ノ諒則以上ニ長シクハニシテ
又軍人ノ考ル以上ノ危險ヲ投機ヲサシムル也
タイムズ(十一年九月十日) 日本ハ本年七月
(3) 紐育時報(十一年九月十日) 日本ハ本年七月
止一七倍五十分日ノ入超 原料品購入 軍需品
製造ノ為 陸軍ノ外國為務ノ必要等 陸海

外務省

0358

ニ對テ 陸軍省ニ對シテ 陸軍省ノ方針ヲ示シ
年11月日本(後) 日本七段ニ餘リ今度ノ對等
ニ對テ 陸軍省ニ對シテ 陸軍省ノ方針ヲ示シ
11月日本(後) 日本七段ニ餘リ今度ノ對等
雜械機ニミストライオンノ字ノ英ノ誌中ニ即
11月日本(後) 日本七段ニ餘リ今度ノ對等
雜械機ニミストライオンノ字ノ英ノ誌中ニ即
11月日本(後) 日本七段ニ餘リ今度ノ對等
雜械機ニミストライオンノ字ノ英ノ誌中ニ即

外務省

一國問題

0357

